（合併及び分割の認可の申請）

第二十三条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～六　略

七　廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～六　略

七　廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　略

3　略

（変更等の届出）

第二十四条　法第五十一条の五第二項、第五十一条の七第四項及び第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2　略

（記録）

第二十六条　法第五十一条の十五の規定による記録（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　廃棄物管理施設の施設管理（第二十九条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ　第二十九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した廃棄物管理施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ハ　第二十九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
二・三　略	略	略

（合併及び分割の認可の申請）

第二十三条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～六　同上

［号を加える。］

2　同上

一～六　同上

［号を加える。］

七　同上

3　同上

（変更等の届出）

第二十四条　法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2　同上

（記録）

第二十六条　法第五十一条の十五の規定による記録（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　特定廃棄物管理施設の検査記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ハ　第三十条の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後五年が経過するまでの期間
二・三　同上	同上	同上